

○松本市建設工事一般競争入札実施要綱

平成10年3月9日

告示第29号

改正 平成13年8月7日告示第392号

平成16年3月26日告示第96号

平成19年5月31日告示第288号

平成20年5月30日告示第341号

平成23年7月11日告示第370号

平成24年3月30日告示第193号

平成27年3月31日告示第135号

平成28年3月31日告示第74号

平成29年3月31日告示第98号

令和4年12月27日告示第441号

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札制度の一層の公平かつ透明性の確保を図るため、本市が発注する建設工事のうち、一定金額以上の建設工事について、一般競争入札を実施するため、松本市財務規則（平成3年規則第10号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、一般競争入札とは、本市が発注する建設工事について、一定の資格を満たしていると確認されたすべての者が参加できる入札をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1億5,000万円以上のもののうちから、松本市業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）において指定する。

(参加資格)

第4条 一般競争入札に参加することができる者（共同企業体を結成する場合においては、その構成員）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとし、入札公告日から落札決定日までの間、当該参加資格を有していなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱(昭和42年告示第11号)第8条の規定による建設工事入札参加資格者名簿又は松本市建設工事共同企業体運用要綱(平成8年告示第227号。以下「運用要綱」という。)第8条の規定による経常建設共同企業体入札参加資格者名簿に登載された者であること。
 - (3) 有効な経営事項審査結果通知書、総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書(以下「経審結果通知書等」という。)の交付を受けている者であること。
 - (4) 松本市建設工事等入札参加者に係る指名停止要領(平成9年訓令甲第1号。以下「停止要領」という。)第1条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (5) 対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資金面等においては密接な関係があると認められる者でないこと。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (6) 対象工事の許可業種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を有し、これらの技術者を専任で配置できる者であること。
 - (7) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。
 - (8) 同一の一般競争入札において、次のいずれかに該当する者が参加していないこと。
 - ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - イ 一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者
 - (9) 停止要領別表第2第1項第1号及び第2号に規定する代表役員等及び一般役員等が松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、対象工事ごとの参加資格として、次に掲げる事項を定めることができるものとする。
- (1) 対象工事の許可業種に係る経審結果通知書等の総合評点又は長野県建設工事入札参加資格の資格総合点数
 - (2) 対象工事の許可業種に係る建設業法第15条に規定する特定建設業の許可の有無
 - (3) 対象工事の許可業種に係る工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領(昭和41年建設省厚第79号)に規定する技術評価点数

- (4) 経審結果通知書等の経営状況の評点
 - (5) 本店、支店及び営業所等の所在地の要件
 - (6) 元請としての施工実績
- (入札参加資格確認申請)

第5条 一般競争入札への参加を希望する者は、松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)、参加資格確認調書(様式第2号)、工事の施工実績書(様式第3号)、配置予定技術者一覧表(様式第4号)及び経審結果通知書等の写し並びに運用要綱第4条に規定する特定建設工事共同企業体にあつては、前記のほかに特定建設工事共同企業体協定書(様式第5号)、委任状(様式第6号)、使用印鑑届(様式第7号)及び特定建設工事共同企業体構成員資格調書(様式第8号)(以下「申請書等」という。)を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(入札参加資格審査)

第6条 市長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、入札参加資格の有無について審査するものとする。

(入札参加資格通知)

第7条 市長は、前条の規定により審査した結果を、松本市建設工事一般競争入札参加資格確認通知書(様式第9号)により申請書等を提出した者に通知するものとする。

- 2 入札参加資格を認められなかった者は、市長に対して文書でその理由について説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、その理由を文書により回答するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 市長は、入札参加資格を有すると認めた者(以下「入札参加資格者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に該当するに至ったとき。
- (2) 第5条の規定により提出された書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) 停止要領の規定により指名の停止を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加資格者が一般競争入札の参加者資格を喪失したときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

(説明会の開催)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、対象工事の内容等に関する説明会を開催することができるものとする。

(公告)

第10条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、財務規則第106条各号に掲げる事項のほか、一般競争入札に必要な事項を公告する。

(設計図書等の閲覧等)

第11条 設計図書等の閲覧、貸出又は配布の期間及び方法は、前条の規定による公告の文書に記載する。

2 設計図書等に対する質問等は書面により行うものとし、回答書は閲覧に供するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第12条 対象工事の入札をしようとする入札参加資格者は、初回の入札において、入札額の積算資料として工事費内訳書を作成し、自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。

(入札参加資格者名の非公開)

第13条 一般競争入札の入札参加資格者名は、入札が終了するまで非公開とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月7日告示第392号)

この告示は、平成13年8月7日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日告示第96号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日告示第288号)

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日告示第341号)

この告示は、平成20年6月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則 (平成23年7月11日告示第370号)

この告示は、平成23年7月11日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成２４年３月３０日告示第１９３号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成２７年３月３１日告示第１３５号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成２８年３月３１日告示第７４号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成２９年３月３１日告示第９８号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（令和４年１２月２７日告示第４４１号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(その1)(第5条関係)

松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

所 在 地 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____ 印
担当者名 _____
連絡先(電話番号) _____
(FAX) _____

年 月 日付けで公告のありました 工事に係る競争入札
の参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請いたします。

なお、本申請書及び添付書類のすべてについては、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 参加資格確認調書(様式第2号)
- 2 工事の施工実績書(様式第3号)
- 3 配置予定技術者一覧表(様式第4号)
- 4 経審結果通知書等の写し

様式第1号(その2)(第5条関係)

松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書
(特定建設工事共同企業体用)

年 月 日

(あて先)松本市長

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表者

所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

代 表 者 名 _____ ⑪

担当者名 _____

連絡先(電話番号) _____

共同企業体構成員

所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

代 表 者 名 _____ ⑪

年 月 日付で公告のありました 工事を共同連帯して施工するため、 _____ を代表者とする特定建設工事共同企業体を結成したので、当該工事に係る競争入札の参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請いたします。

なお、本申請書及び添付書類のすべてについては、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 参加資格確認調書(様式第2号)
- 2 工事の施工実績書(様式第3号)
- 3 配置予定技術者一覧表(様式第4号)
- 4 経審結果通知書等の写し
- 5 特定建設工事共同企業体協定書(様式第5号)
- 6 委任状(様式第6号)
- 7 使用印鑑届(様式第7号)
- 8 特定建設工事共同企業体構成員資格調書(様式第8号)

様式第1号(その3)(第5条関係)

松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書
(経常建設共同企業体用)

年 月 日

(あて先)松本市長

共同企業体の名称 _____ 経常建設共同企業体

共同企業体代表者

所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

代 表 者 名 _____ ⑩

担当者名 _____

連絡先(電話番号) _____

共同企業体構成員

所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

代 表 者 名 _____ ⑩

年 月 日付で公告のありました

工事を、

を代表者とする経常建設共同企業体で共同連帯して施工したいので、当該
工事に係る競争入札の参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請いたし
ます。

なお、本申請書及び添付書類のすべてについては、事実と相違ないことを誓約いたし
ます。

記

- 1 参加資格確認調書(様式第2号)
- 2 工事の施工実績書(様式第3号)
- 3 配置予定技術者一覧表(様式第4号)
- 4 経審結果通知書等の写し

様式第2号(第5条関係)

参 加 資 格 確 認 調 書

会社名：_____

公告において明示されている参加資格については、下記のとおりです。

参 加 資 格 確 認 項 目	確認内容(該当に○又は記入)
1 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。	・該当しない ・該当する
2 松本市における入札参加資格を有する者であること。(入札参加資格名簿に登録されている者)	・資格有 ・資格無
3 有効な経審結果通知書等の交付を受けている者であること。	・経審有 ・経審無 (基準日 . . .)
4 公告日から入札日までの間に、松本市の指名停止措置を受けていない者であること。	・受けていない・受けている
5 対象工事の設計業者と資金面等において密接な関係の有無	・無 ・有
6 元請けとして一定の工事の施工実績を有する者であること。	・実績有 ・実績無
7 監理技術者等を専任で配置できる者であること。	・できる ・できない
8 対象工事の許可業種に係る経審結果通知書等の総合評点	点
9 対象工事の許可業種に係る特定建設業の許可の有無	・有 ・無
10 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。	・該当しない ・該当する
11 本件の入札において、次のいずれかに該当する者が参加していないこと。 (1) 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者 (2) 一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者	・参加していない ・参加している ※参加している場合に記入対象となる業者及び役員名 () 役員名()
12 代表役員等、一般役員等が松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。	・該当しない ・該当する
13 本店の所在地	・松本市内 ・松本市外
支店、営業所等の所在地	・松本市内 ・松本市外

様式第3号(第5条関係)

工事の施工実績書

会社名： _____

公告において明示されている対象工事と同種の工事の施工実績を記入してください。

		内 容
工事 名 称	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態 等	・ 単体 ・ JV % (他の構成業者—)
工事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	

※契約書の写しを添付すること。

様式第4号(第5条関係)

配置予定技術者一覧表

会社名：_____

公告において明示されている対象工事に配置を予定する技術者について記入してください。

配置予定者の氏名		(生年月日 年 月 日)
最 終 学 歴		大学・高校 学科 年卒業
法令による資格・免許 (記載しきれないときは 別紙に記載すること。)		資格等 ・ ・ ・ 取得年 ・ ・ ・ 登録番号 ・ ・ ・
同 種 の 工 事 経 験 の 概 要	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	県 市・町・村大字
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	工 事 内 容	

※法令による資格・免許等は、それを証する書類の写しを添付すること。

様式第5号(第5条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 松本市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 %

会社名 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。
(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請け契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。
(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。
(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。
(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。
(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。
(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前

条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事についてかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

年 月 日

	所 在 地	
代表構成員	商号又は名称	
	代 表 者 名	㊟

	所 在 地	
構 成 員	商号又は名称	
	代 表 者 名	㊟

様式第 6 号（第 5 条関係）

委 任 状

年 月 日

（あて先）松本市長

委任者	共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
	所在地	
構成員	商号又は名称	
	代表者名	実印

私は次の 特定建設工事共同企業体代表者を代理人と定め、
当 特定建設工事共同企業体が存在する間、松本市が発注する
工事における下記の権限を委任します。

受任者	共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
	所在地	
代表者	商号又は名称	
	代表者名	

受任者使用印

委任事項

- 1 入札及び見積にすること。
- 2 契約の締結にすること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領にすること。
- 4 代金の請求及び受領にすること。
- 5 支払期日の到来した利札の請求及び受領にすること。
- 6 復代理人の選任にすること。

様式第7号(第5条関係)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

(あて先)松本市長

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

所 在 地

代表者 商号又は名称

代 表 者 名

実印

使 用 印

上記の印鑑は、松本市が発注する

工事における次の行為に対して使用したいので届け出ま

す。

- 1 入札及び見積に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 支払期日の到来した利札の請求及び受領に関すること。
- 6 復代理人の選任に関すること。

様式第 8 号(第 5 条関係)

特定建設工事共同企業体構成員資格調書

年 月 日

(あて先)松本市長

所 在 地
構成員 商号又は名称
代 表 者 名

実印

特定建設工事共同企業体の構成員としての資格要件は、下記のとおりです。

1 対象工事に対する業種の許可取得状況

許可業種	許可番号	最初の許可年月日
工事業	大臣 般 第 号 知事 特	年 月 日

2 対象工事を構成する一部の工種を含む工事の元請としての一定の実績

発注者	工事名	工種名	請負金額	着工年月 完成(予定)年月	備考
			千円	年 月 年 月	
			千円	年 月 年 月	
			千円	年 月 年 月	

様式第9号(第7条関係)

松本市建設工事一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

松本市長

先に申請のあつた 工事に係る入札参加資格について、下記のと
おり確認したので通知します。

記

公 告 日	年 月 日		
工 事 名	工 事		
入 札 参 加 資 格 の 有 無	有	入 札 保 証 金	
	無	入札参加資格がないと認めた理由	

なお、入札参加資格が無いと通知された方は、入札参加資格が無いと認めた理由につ
いて説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日()までに松本市 へそ
の旨を記載した書面を持参し提出してください。

様式第 1 号（その 1）（第 5 条関係）

様式第 1 号（その 2）（第 5 条関係）

様式第 1 号（その 3）（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

様式第 6 号（第 5 条関係）

様式第 7 号（第 5 条関係）

様式第 8 号（第 5 条関係）

様式第 9 号（第 7 条関係）